

2009年9月15日

Barack Obama 大統領閣下  
1600 Pennsylvania Avenue, NW  
Washington, DC 20500  
United States of America

大統領閣下

国際会計基準審議会 (IASB) の監督団体である国際会計基準委員会財団 (IASCF) の評議員会を代表して、私は、9月24日と25日にピッツバーグで G20 諸国の指導者が一堂に会する会議の主催者である閣下に書簡をお出しするものです。私どもは、会議事務局がこの書簡を事前に他の出席者にも回付されることを、敬意をもって要請いたします。

この書簡の目的は、2008年11月にワシントン及び2009年4月にロンドンで開催された G20 サミットで合意された会計基準に関する G20 の提言に対し、IASCF 及び IASB がとったこれまでの対応の進捗状況について、G20 諸国の指導者に知っていただくことにあります。

来るピッツバーグでの G20 サミットに向けて、G20 財務相は、最近以下の事項を要請しました。

金融商品、貸倒引当金、オフ・バランス・シート取引、並びに金融商品の減損及び評価に関する高品質で、グローバルに独立した単一の会計基準に向けてのコンバージェンス。独立した会計基準設定プロセスの枠組みの中で、IASB は IAS 第 39 号に関するパーゼル委員会の指針及び金融危機諮問グループの報告を考慮に入れることが求められ、また、その定款見直しは金融機関監督者や新興市場など利害関係者が、広く関与するべきである。

IASCF 及び IASB はこれらの目的を支持し、その達成に注力しております。添付された進捗報告書 (Appendix A) に、既に達成された、大幅な進捗が記載されております。IASB は世界 100 カ国以上で採用され、また現在採用する国が増加しつつある、国際財務報告基準 (IFRSs) に関して責任を負っております。また、IASB は IFRSs と米国で一般に公正妥当と認められた会計原則 (US GAAP) 間のコンバージェンスを達成するために、米国財務会計基準審議会 (FASB) と協同して取り組んでおります。このことは、単一のグローバル基準という目標の達成の一助になるでしょう。

評議員会は IASB が利害関係者の関与を深め、また、バーゼル委員会の指針と金融危機諮問グループ (FCAG) の報告の考慮を促進することを支援しています。財務情報の主要な利用者としての投資家に対する IASB の責任を認識する一方で、我々は IASB が、多くの活動の中でも特に、金融機関監督者、市場規制当局及び他の利害関係者との強化された技術的対話を既に確立してきたことを、喜びに思います。この対話により新たな基準の設定に際しての、より深い意見の提供が確保されるでしょう。強化された技術的対話の第 1 回会合は 8 月 27 日にロンドンで開催されました。IASB はバーゼル委員会とも定期的に会合を持っており、また、財務報告に関する問題が常に討議されている金融安定審議会のメンバーともなっております。7 月の会合で、評議員会は IASB の金融商品会計基準である IAS 第 39 号の包括的な改訂の最初の部分を、年度末までに完了させることの緊急性を強調しました。この進行中の作業はピッツバーグ会議前の G20 財務相会議で認識された事項と一致しております。

現在 IASB が全世界に対して意見を求めている IAS 第 39 号の改訂の提案は、金融商品会計の複雑性を大きく減少させるもので、これは、2009 年 4 月のロンドンで G20 の首脳が強調した目標でもあります。この提案はまた、金融商品のカテゴリの中には、原価に基づく会計処理が適切であるものもあるという多くの利害関係者 (バーゼル委員会を含む) の見解とも整合しております。提案をする際、また、透明性を提供し、経済実態を反映するために、IASB は、公正価値の使用を恣意的に増加もしくは減少することなく、金融商品を、償却原価又は、公正価値で測定するための金融商品の分類の適切な規準をバランスのとれた透明性のある方法で決定することを強調してきました。公正価値の使用が増加するか減少するかは、特定の事業体のビジネスモデルや保有状況によって異なるでしょう。IASB は銀行の貸付簿が公正価値で保持されることを提案しているではありません。

金融商品の公正価値会計の見直しに加えて、IASB は G20 で言及された他の分野である貸倒引当金会計についても検討中です。IASB はより将来の見通しに基づく情報を利用する方法 (現在、IFRSs 及び US GAAP で採用されている発生損失モデルよりも予想損失モデル) を特に開発するために金融機関監督者、金融機関、投資家及び他の利害関係者と密接に協同しております。IASB は既に引当金に関する討議資料を公表しており、また第 4 四半期には最終提案を公開する予定です。

最後にガバナンスの問題ですが、5 年毎の定款見直しの最初の部分で提案された変更はすでに実施されております。これには、重要なことに、証券規制当局者からなるモニタリング・ボードとの公的な説明責任の連携の創設が含まれております。2009 年 9 月 9 日に、評議員会は定款見直しの第二回の提案を公表しました。この提案は組織のガバナンスのさらなる向上と公的な説明責任の強化を模索しております。先進国及び新興市場双方における広範な視点を持つ利害関係者の関与を進めることも提案しております。これらの提案に対する正式な書面によるコメントのプロセス

に加えて、評議員会はロンドン、ニューヨーク及び東京における一連の公開円卓会議の開催を通じて世界中の利害関係者と協議をしております。

評議員会と IASB は金融危機から発生した問題に対応するために、それぞれの責任の範囲内で必要なすべてのアクションを取ることをお約束致します。この書簡の中のご報告事項と添付資料は、利害関係者との協同と迅速な対応への私たちの強い決意を示していると信じております。

敬具

Gerrit Zalm

評議員会議長

国際会計基準委員会財団